

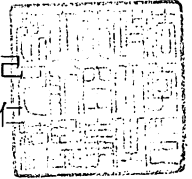
空 大 監 第7号

平成24年6月26日

理事長 殿

監事 齋藤 敏己

監事 犬童 正仁



平成23年度財務諸表及び決算報告書に関する意見について

標記について、独立行政法人通則法第38条2項の規定に基づき、独立行政法人

航空大学校の平成23年度財務諸表及び決算報告書について、別添の監事意見を

取り纏めましたので報告します。

空大監第 7号
平成24年6月26日

独立行政法人 航空大学校
理事長 殿谷 正行 殿

独立行政法人 航空大学校

監事 齋藤 敏己



監事 犬童 正仁



平成23年度財務諸表及び決算報告書に関する意見

私たちは、独立行政法人通則法第38条2項及び独立行政法人航空大学校計算証明に関する指定第4(2)の規定に基づき、独立行政法人航空大学校(以下、「法人」という)の平成23年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び付属明細書(以下、「財務諸表」という)並びに決算報告書について監査を行った。

この監査に当たって、私たちは一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、私たちの意見は下記のとおりである

- (1) 財務諸表について、法人の採用する会計処理の原則及び手続きは、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、行政サービス実施コストの状況及び利益の処分について適正に示しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

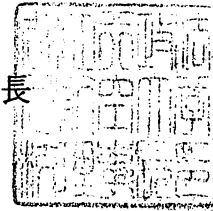
以上

空大会第69号

平成24年6月26日

監 事 殿

理 事 長



平成23年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見について(依頼)

標記について、平成23年度に係る決算を別添のとおり報告いたします。

ついては、独立行政法人通則法第38条第2項及び独立行政法人航空大学校計算証明に関する指定第4(2)の規定に基づき、監事の意見が必要とされますので、平成23年6月27日までに意見書を提出していただきますようお願いいたします。